

## 長野市住宅対策審議会について

### 1 審議会の設置目的

本市の住宅供給に関する事項について調査及び審議するため設置するもの  
根拠法令等「長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」

### 2 主な審議事項

- ・市営住宅の入居基準等の見直しに関すること
- ・本市の住宅に関する計画の策定・見直しに関すること
- ・その他本市の住宅施策に関すること

### 3 委員

- (1)任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日
- (2)構成 学識経験者、行政関係者、受益者、公募委員
- (3)過去2年の審議事項
- ・市営住宅等における連帯保証人の見直しについて
  - ・パートナーシップ宣誓制度について
  - ・長野市マンション管理適正化推進計画について
  - ・長野市公営住宅等ストック総合活用計画の見直しについて

### 4 今後の予定

		令和6年度											令和7年度
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
審議会				第1回 ◆			第2回 ◆ 10月11日	第3回 ◆ 11月下旬			第4回 ◆ 2月上旬		
	住宅政策に関する審議・協議												
事務局			委員委嘱等(6月1日付)										
	審議内容検討、資料等準備												

#### 令和6年度審議会予定

- ◆第1回審議会:住宅対策審議会・市営住宅等の概要・令和7年度～令和9年度の市営住宅家賃算定について
- ◆第2回審議会:長野市第三次住宅マスタープラン・長野市公営住宅等ストック総合活用計画の概要について
- ◆第3回審議会:長野市マンション管理適正化推進計画の概要、長野市居住支援協議会の設立について
- ◆第4回審議会:長野市第四次住宅マスタープラン計画の策定について